

別記様式第1号(第四関係)

上佐曾利地区活性化計画

兵庫県・宝塚市

令和4年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	上佐曾利地区活性化計画						
都道府県名	兵庫県	市町村名	宝塚市	地区名(※1)	上佐曾利地区	計画期間(※2)	令和4年～令和6年

<p>目 標 (※3)</p> <p>地域の伝統産業であるダリアの栽培や、ダリア球根等の販売促進を図るため、事業運営拠点である佐曾利園芸組合内において、加工・保存・販売を目的とした施設を改築することで生産物の販売額増加を図る。</p> <p>【目標値：10,924千円＝53,160千円(R5～R7の目標平均額)－42,236千円(H30～R2の平均売上額)】</p> <p>また、生産拠点を活性化させることにより、営農に従事する人口、ならびにダリアに因んだ催しへの集客の増加による、交流人口の増加を図る。</p> <p>【目標値：8,132人＝16,800人(R5～R7の目標平均来園者数)－8,668人(H30～R2の平均来園者数)】</p> <p>最後に、小学校等を対象に開催しているイベント数を増やすことで、子どもの農業体験の機会を増やす。</p> <p>【目標値：2回＝12回(R5～R7の目標開催回数)－10回(H30～R2の開催回数)】</p>
--

<p>目標設定の考え方</p> <p>地区の概要：</p> <p>宝塚市は、兵庫県南東部に位置し、市域は南北に細長く、住宅地が広がる南部市街地と、豊かな自然に囲まれた北部田園地域から成っている。「歌劇と温泉のまち」として知られる宝塚市は、大阪や神戸からいずれも電車で30分ほどの距離にあり、宝塚歌劇、温泉、神社仏閣といった観光資源が豊富である他、伝統産業として古くから積極的に花き園芸の生産に取り組んでいる自治体である。</p> <p>市域の約3分の2を占める北部田園地域は豊かな里山が広がり、農業が盛んな地域である。水稲、黒枝豆、太ねぎ等の栽培のほか、乳牛等の畜産も行われている。</p> <p>北部地域に属する上佐曾利地区は、昭和5年に切り花の栽培が始まって以来、ダリアの栽培が盛んに行われている。現在は約60万球もの球根が上佐曾利地区を中心とした北部地域で生産されており、全国トップシェアである約4割にあたる。</p>
<p>現状と課題</p> <p>上記のとおり、今回計画する上佐曾利地区はダリア生産が盛んであり、主要生産物となっている。反面人口減少や高齢化が進んでおり、地域の活性化、ダリア生産の新たな担い手の育成が喫緊の課題となっている。ダリア生産の拠点となっている佐曾利園芸組合の施設を改築することで購買客、観光客の増加、販売力の向上を図る必要がある。南部での宿泊客に対するPRを行い北部(ダリア園)誘致を促すほか、学校の園児・児童への体験機会を増加させることにより交流人口の増加につなげる。</p>
<p>今後の展開方向等(※4)</p> <p>佐曾利園芸組合作業所を改築し、新たなダリア加工・保存施設及び販売所のスペースも設けることで、販売力を向上させ、新たな担い手の掘り起こし、並びに購買客、観光客の増加につなげる。なお、販売スペースにおいてはダリア(切り花)だけでなく、米や野菜(枝豆)の販売も開始させる。</p> <p>グリーンツーリズムに関する展望としては、南部地域のホテルや宿泊施設にてイベント(フラワーアレンジメント)を開催し、ダリアの魅力を都市住民に対して発信する。</p> <p>また、ダリア園の来場者には市内宿泊施設に係る案内チラシを配布する等、南部への人流を促す。南部で宿泊、北部(ダリア園)で観光という流れを仕掛けることで、ダリア園の来場者数増、ひいては相乗効果として、市内の宿泊者数、観光客数の増加につなげる。</p>

- 【記入要領】
- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
 - ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
 - ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
 - ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
宝塚市	上佐曽利地区	地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)	佐曽利園芸組合	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、

農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション等整備事業)実施要領別表2の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

上佐曾利地区(兵庫県宝塚市)	区域面積(※2)	304ha
区域設定の考え方(※3)		
<p>①法第3条第1号関係: 活性化計画地区は、市域最北端に位置しており、農林地の割合が高い。 (総面積304haのうち、土地利用の内訳は農地が47ha、山林が223ha、宅地が4ha、その他(雑種地等)が30haであり農林地が88%を占めている。 (令和3年7月固定資産税課提供資料より))農林漁業従事者数は、35名で就業者総数149名の約23%を占めている。(平成27年国勢調査より)</p>		
<p>②法第3条第2号関係: 上佐曾利地区の人口(住民基本台帳に基づく人口・人口動態)は平成27年10月から令和2年10月の間に249人から215人に約14%減少している。 また、地域の高齢化率も平成27年10月から令和2年10月の間に約41%から約44%に増加している。人口減少や高齢化が進んでいることから、新たな担い手の掘り起こしを目的とした交流人口の増加、それに連動した地域産業の振興(販売額の増加)が喫緊の課題となっている。</p>		
<p>③法第3条第3号関係: 本計画の対象地域である上佐曾利地区は市街地、および都市計画法に定められる用途地域ではない。</p>		

【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考		
		登記簿	現況		権利の種類(※1)		土地所有者		権利の種類(※1)		土地所有者			農地(※2)	市民農園施設
					氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別(※3)			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

計画の達成状況については、事業実施期間(令和4年を予定)終了後、3年間の評価期間(令和5年～7年)に効果発現状況を把握し、令和8年度に上佐曾利地区において計画に関わる施設の生産物販売額、交流人口、子どもの農業体験イベント回数の増加数について、関係者からの資料を基に、目標達成状況の検証を行う。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
 - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)実施要領の定めるところによるものとする。